

令和2年2月

我孫子市長殿

我孫子市立 寿保育園

第三者評価 結果報告書

千葉県認証福祉サービス第三者評価機関
特定非営利活動法人人材パワーアップセンター

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター
所 在 地	松戸市栗山542-2
評価実施期間	令和元年7月1日～令和2年2月28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	我孫子市立寿保育園 アビコシリツコトブキホイクエン		
所 在 地	〒270-1152 千葉県我孫子市寿1丁目13番11号		
交通手段	我孫子駅より徒歩12分(駅から0.9km)		
電 話	04-7182-9552	FAX	04-7182-9552
ホームページ	http://www.city.abiko.jp		
経営法人			
開設年月日	1971/6/15		
併設しているサービス	延長保育 産休明け保育 育休明け予約 障害児保育 園庭開放 マイ保育園広場 交流保育 世代間交流 AED設置設置 赤ちゃんステーション設置		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	12	25	27	31	27	26	148		
敷地面積	5426.91㎡			保育面積		1185.46㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	日々の健康観察 各種健診 身体測定(毎月) 健康・衛生指導等								
食事	完全給食(月曜～金曜) 食物アレルギー除去食の提供あり								
利用時間	月曜～金曜:7:00～19:00 土曜:7:00～18:00								
休 日	日曜日 祝祭日 年末年始(12月29日～1月3日)								
地域との交流	園庭開放 マイ保育園 幼保小連携 世代間交流 赤ちゃんステーション 災害時協力員の登録事業 小中高生の職場体験 実習生・インターンシップ受け入れ 近隣へのお便り配布 あびこ子どもまつり・ママへのごほうびフェスタ								
保護者会活動	保護者会 定期総会 夏祭り 観劇会								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	41	17	58	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	34	1	1	
	園長 1	調理員	事務・用務員他	
	1	6	3	
	時間外保育補助			
	12			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	我孫子市役所子ども部保育課に申し込みをします。 我孫子市役所子ども部保育課までお問い合わせ下さい。		
申請窓口開設時間	月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 8:30～17:00まで		
申請時注意事項	我孫子市役所子ども部保育課まで問い合わせ下さい。		
サービス決定までの時間	入園決定者には保育実施希望月の前月中旬頃に、我孫子市役所子ども部保育課より通知があります。		
入所相談	我孫子市役所子ども部保育課（入園に関する手続等）及び園生活に関する事項については、保育園にお問い合わせください。また、マイ保育園広場や園庭開放に参加していただき直接相談もできます。		
利用代金	3歳未満児は、我孫子市の基準により世帯の所得税や市民税の課税額などによって決められます。 3歳以上児は、平成31年10月から保育料無償		
食事代金	3歳以上児 主食代：月額600円 副食代：月額4,500円		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	無	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【保育理念】 子ども一人ひとりを大切に、豊かな環境、活動を展開していく中で共に子育ての喜びを共感し合い、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指します。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じた保育に努めます。 ・個人差、家庭環境、地域の実態に即した保育活動ができるように努めます。 ・家庭との連絡を密にし、協力、理解のうえにたった保育活動に努めます。 ・楽しい保育園生活ができるように温かい保育環境づくりに努めます。 ・児童の安全に心がけ保育施設、設備の安全を図るよう努めます。
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我孫子の豊かな自然環境の中で、四季を通して、五感を使って遊びきることの喜びや達成感を、友だちや保育士と共有、共感することで社会性を養い、生きていく力を育みます。 ・子どもから出た気づきや発想、創造力を受け止め、自主性を大切に子ども一人ひとりのやる気を育てています。 ・散歩や戸外遊び、リズムあそび等、年間を通して体力づくりに励んでいます。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>豊かな感性、表現力、思いやりの気持ちを育みます。具体的な子ども像として、5つの<寿っこ像>を掲げています。</p> <p>「挨拶のできる子」「人の話をよく聞ける子」「友だちと遊べる子」 「感動する心、思いやりの気持ちを持った子」 「なんでだろう？やってみたいな！好奇心旺盛な子」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、学びの目を大切に、きめ細やかな保育を展開しています。 ・日々の関わりの中で、信頼関係をつくることに努め、楽しく子育てができるように支援を行っていきます。 ・看護師は、子どもたちの日々の健康観察、体調管理を行って、育児相談も随時受け付けています。 ・保育園で提供される給食は栄養管理や食材の選定から十分考慮され、適切な栄養摂取に配慮したうえで、作り方、盛り付け、配膳等も子どもにとって魅力的になるようにしています。食物アレルギー等で特別な配慮が必要な場合はアレルギー等の原因となる食品を除去した給食を提供しています。 ・ホームページでは、保育方針や施設紹介、行事予定、保育園の様子等を発信しています。 ・災害時には、ツイッターにて安否情報などを発信する体制をとっており、毎月の避難訓練の様子も発信しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
職員と幹部職員とが話し合う仕組みがあります。
子ども部や福祉部からの意見を部内会議で検討し更に全体会議で話し合い、職員会議にかけ、職員全員で共有し実践していく方法が確立しています。職員会議で話し合うことで園としての共有化が進んでいます。このルートを活用して上から下へ、下から上への情報ルートとしてより太いパイプに育てていくことを期待します。
全職員による子ども一人ひとりの情報を共有して一人ひとりを大切にされた保育を行っています。
各クラスで子どもの様子を考慮して指導計画、月案、週案、日案などを立てています。特に3歳未満児や特別に配慮の必要な子どもに対してはクラス間でも話し合い、保育相談員の意見も取り入れ個々に合わせたきめ細かな計画を立てています。職員会議で各クラスが一人ひとりの詳しい状況報告、指導経過など報告し、また保護者の意向も伝えられ、全職員で共有化が図られています。一人ひとりを大切にされた保育が行われていています。
地域における子育て支援の取り組みがあります。
園は地域の子育て支援として、週2回(水、金)の園庭開放、月1回のマイ保育園ひろば等地域の子育てをしている家庭が気軽に足を運べる場や子育て世代の親同士が交流できる場を提供しています。園の保育士、栄養士、看護師等の専門職が相談を受け、地域のニーズを把握しながら、助言や支援を行っています。世代間交流としてのケアハウスへの訪問、小、中、高の職場体験、インターシップ等を受け入れ地域の人々と交流しています。今後子育てに不安を感じている家庭の支援に力を入れ、地域の拠点として取り組むことを考えています。
さらに取り組みが望まれるところ
意思決定に臨時職員の経験も反映させていきましょう。
園の意思決定のルートは確立されています。現在その意思決定は正規職員を中心に行われていますが、臨時職員は全体の半数を占め、その中にはベテランの職員も含まれています。その人たちが意思決定に参画できる機会を作ることで意思決定の内容がより現場に即した中身の濃いものになっていく可能性があります。検討課題とすることを期待します。
保育集団としてさらなる資質向上に向けた取り組みを期待します。
指導計画は職員会議や各種の会議で話し合い、職員間で共有して子どもの成長に合わせ細やかに立てています。しかし全体的な計画の「重点的に取り組む保育の柱」は、今年度特に保育者一人ひとりが保育指針を理解して取り組む保育に重きを置いて立案しています。そのために子どもの視点から少し離れ大事な柱がぼやけてしまっているように思われます。今後個々の保育スキルを高め専門集団として組織全体の資質向上を図るための取り組みが望まれます。
(評価を受けて、受審事業者の取組み) 職員全員が他種会議に参加することで、意見を出し合いやすい環境を作り、保育についての話し合いを深め、園全体で共通理解を持ち、組織としての向上に繋げていきます。 保育士の資質の向上を図るために、全体的な計画の重点的な柱を見直し、職員が個々の保育スキルを高め、互いに協働し、組織の一員として役割をしっかりと担い、専門職としての知識を身につけていきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
		提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
災害対策		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				129	0	

項目別評価コメント 寿

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 「入園のしおり」に公立保育園の「保育理念」、保育方針を掲示しています。これにより法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができます。寿保育園の「保育目標」には「挨拶のできる子」「人の話をよく聞ける子」「友だちと遊べる子」「感動する心、思いやりの気持ちを持った子」等具体的に示して園の目指すところが分ります。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 保育理念、方針、目標は、職員、保護者や訪れる人の目につきやすい場所に掲示しています。どこに掲示すれば一番よく見てくれるか、みんなで検討し、高いところしか掲示できない場合は掲示場所を見やすい場所に新設する等工夫の跡が見取れます。その内容の理解を深めるために、「入園のしおり」「施設の説明書」を職員全員に配布し、子どもの昼寝の時間を活用するなど職員間での話し合い、また会議等で確認しあいながら、職員間の共有と理解を深めています。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 保護者全員に「入園のしおり」「保健のしおり」を配布し、説明をしています。理念・方針に基づいて作成した保育目標を日常的に実践していく中で経験した内容を、連絡帳に記入して保護者一人ひとりに説明しています。また、ホワイトボード、園だより等を活用し実践面を周知していく努力をしています。年2回の個人面談、保育参加、園長懇談会などの機会でも理念、基本方針、保育目標を利用者に説明し、理解を深める努力をしています。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント) 理念、方針から導かれた「保育目標」を具体的に明示しています。毎月、計画的に行なっている「子ども部内会議」や、保育課を交えた園長会で、実践上の重要課題について協議し問題を明確化しています。事例として、園内外の修繕について、課内で協議し、子どもの安全を第一に保護者の要望も考慮したうえで、見直しを行い、修繕の優先順位をつけて、具体的改善に取り組んでいくプロセスを示しています。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 子ども部や福祉部などの部内会議で意見を出し合い、検討し更に園の全体会議で話し合い、職員会議にかけ、職員全員で共有し実践していく方法が確立しています。職員会議で話し合うことで園としての共有化が進んでいます。この仕組みは正規職員だけでおこなわれていますが、臨時職員は全体の半数近くを占め、重要な戦力であり、ベテラン職員も含まれています。この仕組みを臨時職員も含めた職員全体の仕組みにしていくことが今後の課題と思われます。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント) 理念・方針の日常の実践の確認について、毎朝の朝礼や、各種の会議において情報交換を行い、課題の抽出や保育の見直しを行い、保育に反映させています。これらの取り組みにより職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりを実現しています。研修は、市内の合同研修会、千葉県保育協議会の研修会に職員を出席させ知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てています。園長・副園長・園長補佐は業務分担の中で、指導、助言を行っています。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント) 保育所の倫理規程としては、「我孫子市職員倫理規則」があり、入所時のオリエンテーションや研修の際に手渡し、職員の守るべき倫理について説明しています。「公立保育園のガイドライン」や寿保育園の説明資料にも実践的に記載しています。倫理及び法令遵守については「職員の服務及び職務」として、プライバシー保護については「個人情報取り扱い」として取り上げ解説しています。日常の活動の中で常々課題として共有し、周知を図っている様子が窺えます。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 「公立保育園のガイドライン」に「人事評価及び自己評価」として記載しています。人事評価は「別途資料」に、自己評価は「自己評価表」に規定し、配布しています。職務分担は、同ガイドラインの「職務分担表」から読み取れます。人事評価及び自己評価については、正規職員を対象とした人事評価と全職員を対象とした自己評価を行っています。自己評価の後、園長がフォロー面談を行い共通認識を持って日常業務に当たれるような工夫が見られます。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 職員の入力を容易にするため、パソコンを増やし勤務記録表をつけ、園長は毎月確認し、職員の勤務状況を把握しています。問題点が生じた場合には、園長、副園長が内容を確認し、具体的な改善計画を立て、実行に努めています。ノー残業デーを設け、また仕事の持ち帰りをなくすよう努め、有給休暇、子育て休暇、リフレッシュ休暇、育児時間、特別休暇等も日常の楽しい会話を多くすることで取得しやすい環境づくりを行っています。福利厚生には市の福利厚生担当者が、取り組んでいます。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 中長期の人材育成計画は「我孫子市人材育成方針」が基本になっています。本計画に基づき職場内研修(OJT)、階級別研修、専門研修、特別研修、など研修計画を立てています。専門職別に特化した研修は、保育士、看護師、栄養士、調理員等に行い、知識・技術の研鑽向上を図っています。新人職員及び育成担当職員はOJT育成研修を受け、担当職員が新人職員を指導しています。定期的に園長、副園長が育成状況の確認をする仕組みが出来ています。ただ「個別育成計画・目標」については確認できませんでした。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 職員は市や千葉県の研修や園内研修を定期的に受けています。子どもの権利を守り、子ども一人ひとりの育ちや思いを大切に、安心、安全な生活が送れるよう環境作りを努めています。職員は職員会議等で、各クラスの状況や情報を共有し、日々の保育を見直し、対応を話し合っています。現在、虐待の報告はありませんが、虐待が疑われる場合は、市の虐待防止マニュアルに基づき、子ども相談課、保健センター、発達センター等の機関と連携を図り、対応する体制を整えています。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報の保護に関する方針は、ホームページ、「入園のしおり」「保健のしおり」等に記載し、園内に掲示しています。保護者には、入園説明会や保護者会で説明し書面にて同意を得ています。職員には研修で、実習生や学生等には、「実習生マニュアル」「職場体験・インターンシップマニュアル」に基づき、オリエンテーションで説明し守秘義務の徹底を図っています。ホームページ等に写真を掲載する時には、保護者に説明し、了承を得ています。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 運動会や保護者会等の行事の際に保護者へのアンケートを実施し、保護者の意見、要望の把握に努めています。把握した意見、要望は園長懇談会で、園長、副園長、父母会会長、役員等で話し合い迅速に対応し、改善内容については職員会議等で全職員に周知しています。保護者が要望や意見を言いやすい雰囲気作りを心がけ、年2回個人面談を行っています。時間外でも担任と話せるように早番・遅番表を事務所に掲示しています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 相談・苦情等対応窓口及び担当者は「保育園のガイドライン」に明示し、園内にも掲示しています。「市保健福祉サービス苦情解決責任者設置要綱」に基づき、苦情解決責任者を園長、副園長とし、苦情処理、解決に努めています。保護者からの相談、苦情は、内容を検証し、報告書を作成し、迅速に対応しています。保護者には苦情解決内容を説明し納得を得ています。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 年2回人事評価・自己評価を行い、課題や目標達成を設定し、園長、副園長と評定面接によって振り返り、反省を行っています。日々の保育については、保育日誌で週の反省をまとめ、振り返り、翌週につながるようにしています。第三者評価を受審し公表し、更なる保育の質の改善に繋げようとしています。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的実施している。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 保育の標準的実施方法については、「保育園ガイドライン」で業務の基本や手順をマニュアル化しています。年間計画をもとに、各年齢ごとの子どもの発達に合わせた「年齢別マニュアル」を作成しています。各マニュアルについては、乳児会、幼児会で職員参画のもと随時見直しをしています。「時間外マニュアル」は絵や写真入りでわかり易く作成されています。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 市のホームページ、広報あびこ、子育てガイドブック、わく2すく2等で園の情報を発信しています。園の見学や問い合わせは随時受け付けています。見学時には「保育園のご案内」を見学者に配布し、担当職員と一緒に園内外を見学しながら説明や質問に対応しています。見学者には園庭開放やマイ保育園ひろばへの参加も呼びかけ、入園希望の保護者(出産前の保護者も含む)の子育てのアドバイスも行っています。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園時には、園長、副園長、園長補佐、栄養士、看護師が「入園のしおり」「保健のしおり」の説明し、担当職員が入園クラスでの説明を行っています。また、重要事項、保育方針、保育内容、プライバシーの保護について、保護者の意向を確認し、同意を得ています。保育課の子どもの生活状況や健康状況などの面接記録をもとに、園でも保護者の意向を確認し、保育計画などに活かしています。入園後、慣らし保育を活用しながら、子どもが安心して園生活を送れるように配慮しています。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 前年度の評価、反省を取り入れ地域や家庭の状況など配慮して職員間で話し合い保育理念、保育方針、保育目標、等をもとに子どもの発達状況を踏まえ、地域の実態なども考慮して全職員が参画して作成しています。今年度は「重点的に取り組む保育の柱」を保育者が保育指針への理解を深め保育に取り組む事を考え、保育指針を重視して作成しています。そのためか、地域と連携した子育て支援などの大事な面がやや疎かになってしまったように思います。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全体的な計画に基づいてそれぞれのクラスが子どもの生活や発達を見通し、生活の連続性に配慮した上、自然に恵まれた地域なので、季節に合わせた散歩なども多く取り入れ、年間指導計画、月案、週案を作成しています。3歳未満児や特に配慮の必要な子に対しては一人ひとりの状態に合わせ保育相談員の意見も入れ個別の指導計画を立てています。計画に基づいて季節に合わせた活動を明確に記載して、実践して日々の保育を振り返り課題を見直して翌週、翌月の保育に生かすようにしています。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 保育者は各年齢や子どもが「何に興味、関心を持っているか？」を考え子どもの遊びの中からヒントを得て、子ども自身が自発的に遊べるよう年齢に合った遊具や環境を整えています。また、見守り遊びが発展できるよう言葉かけもしています。保育者は子どもが「やりたい」という気持ちを大切に、友達に邪魔されず集中して遊びこめるようにコーナーの配置なども工夫しています。子どもの遊びを豊かにするため職員が作った手作りおもちゃも用意しています。		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 日々の生活の中で季節に合わせて年長児が野菜や植物の栽培を行い、3歳未満児達も日々の植物の様子を観察して植物の成長を楽しみにしています。また昆虫やザリガニ飼育など小動物との触れ合える環境を整えています。年齢に合わせた散歩の計画を立て四季の移り変わりを感じたり、拾った落ち葉で作品を作り飾っています。プラネタリウムや図書館に行って本を借りたり、デイサービスに行って歌ったり、お年寄りとの交流をお互いに楽しんでいます。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 保育者は生活の中で子ども同士お互いに認め合える関係作りが出来ることを配慮して保育を行っています。けんかやトラブルが発生した時にも、成長の大切な機会ととらえた上でかかわりを見守り、年齢に合わせ自分の気持ちを伝えたり、相手の思いに気づくような言葉かけを行い、一緒に考え、子ども同士解決できるように援助しています。行事や散歩など、異年齢児と一緒に活動することで思いやりや社会的ルールが身につくように配慮しつつ言葉かけをしています。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 特別に配慮の必要な子どもには発達の過程や現状に即して担任間で話し合い集団生活で共に育ちあえるように将来の成長を見据え個別計画を作成しています。職員会議などで情報を共有してきめ細かい配慮と対応を行い、保育に取り組み記録しています。保健センター、子ども発達支援センターと連携して巡回相談、保育相談、職員研修を受け、職員は子どもの発達の特性を理解し、日々の保育に活かしています。保護者にも面談で伝へ情報を共有して協力を得られています。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) 日々の活動内容や連絡事項については2歳から連絡ノート(幼児も希望者は使用可)がないので各クラスの掲示板に掲示しています。延長保育の引継ぎは延長保育日誌に記入し、担当保育士が口頭で伝え、漏れがないか職員間で確認しあっています。時間外保育士マニュアルを基に研修を行い、会議でも随時話し合っています。それぞれの年齢に合ったおもちゃを用意するなど一人ひとりが落ち着いて遊べるように環境を整えています。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) 送迎時の保護者とコミュニケーションを大切に、情報交換をしています。保護者会、個人面談、保育参加などで子どもの発達や子育ての相談にのり、それぞれ内容は記録し職員会議で報告して共有しています。また、個別の相談は園長、副園長、担任が行い記録を取り全職員が共有した方がよい場合は会議で報告しています。就学前は幼保小連絡会議で情報を共有して交流を行い、1年生の先生が夏休みに行う、国語、算数の授業体験にも参加しています。就学時に保護者了承のもと保育所保育要領を小学校に送っています。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 子どもの健康管理は年間保健計画を作成し目標に沿って保健指導を行っています。看護師は毎朝の視診、連絡ノートや保護者からの情報など子どもの健康状態を把握し、体調の変化を見守り子どもの状態や対応を記録しています。嘱託医の年2回の内科、眼科、歯科健診、年6回の乳児健診(0歳児のみ)、毎月の身体測定の結果などを「健康の記録」に記載して保護者に知らせています。虐待防止対策マニュアルに基づき早期発見に努め、疑われる子どもがいた場合は園長に報告し、園医とともに対応しています。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中の体調不良や怪けなどは看護師、園長、副園長と連携して医療スペースで応急処置を行い静養させるとともに保護者に連絡して受診が必要な場合はかかりつけ医、または園医に受診しています。感染症マニュアルに沿って看護師の指導のもと園内研修を行い、感染症予防に努めています。感染症の発症時には速やかに掲示板に掲示して保護者に伝えています。		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント) 年間食育計画に沿って各年齢に合わせた食育の取り組みを実践、評価し改善に努めています。今年度は年長児がスイカ、トウモロコシなど栽培したのを園児みんなで成長を見守り、収穫したものを(ポップコーンにして)食べ、収穫の喜びを味わっています。栄養士、調理員がクラスを回り子ども達とのやり取りや喫食状況を把握して子ども達が楽しんで食べられるよう工夫しています。アレルギー児に対しては医師の指示書を基に除去食を行い、朝礼の時や人数報告、配膳時にも調理員と担任が確認して誤飲防止に努めています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント) 室内の衛生管理は、清掃点検表を作成し、清掃後チェックをしています。職員は子ども達が快適に過ごせるように空調の調整を行い、保育室内のおもちゃ等は一日3回の消毒、砂場の消毒等、環境整備に取り組んでいます。月1回施設管理業者の聞き取り及び視察点検や職員による屋内外の設備の安全点検を行っています。看護師による手洗い、うがいを含めた保健指導を随時行っています。年長児のみ、保護者の了解を得て歯磨き後のフッ素化物洗口を行っています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 事故発生時の対応マニュアルを整備し、園内研修で職員全員が速やかに対応できるように体制を整えています。毎月、施設・設備・遊具の安全点検を行っています。週案会議で各クラスのヒヤリハット事例を共有し、お散歩マップに危険箇所を記入し、事故防止に取り組んでいます。不審者対策は年間避難訓練計画に組み入れ、門扉の施錠、インターフォンの設置、不審者対策訓練の実施等で図っています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 非常災害時マニュアル(地震、火災、竜巻、風水害、不審者)を入園時に配布、各クラスに掲示し、職員をはじめ保護者にも周知しています。月1回、各災害を想定した避難訓練をし、避難方法、避難経路の確認を行っています。消防署と連携した総合訓練は、職員、子ども、災害協力員が参加しています。保護者に引き渡しカードを作成し、混乱した状況でもスムーズに引き渡せるように工夫しています。安否確認は公立保育園公式ツイッターや災害伝言ダイヤルで確認できる仕組みが整っています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント) 地域の子育て支援として、週2回(水、金)の園庭開放、月1回のマイ保育園ひろば等地域の子育て家庭が気軽に足を運べる場や子育て世代の親同士が交流できる場を提供しています。保育士、栄養士、看護師等の専門職が相談を受け、地域のニーズを把握しながら助言や支援を行っています。世代間交流としてのケアハウス訪問、小、中、高生の職場体験、インターンシップ等を受け入れ、地域の人々と交流しています。</p>		